

【No.2】 解答.3

該当講義動画 憲法4章3節「学問の自由」6章1節「社会権」

憲法4章3節「学問の自由」 <https://youtu.be/Qpa6EW2FmMY>

憲法6章1節「社会権」 <https://youtu.be/QZMY9M6fx3U>

講義内では、選択肢A、B、Dについてはしっかりと扱っている。代表的な判例なのでしっかりと学習しておこう。4つの選択肢のうち3つの選択肢がわかれば残りの一つは知らなくても解ける。しかし、勉強する際には、初めて出てくる選択肢もしっかりと学習して次にもし出てきた際にしっかりと対応できるようにしておこう。

A.東大ポポロ事件(最大判昭38・5・22)

憲法4章3節「学問の自由」でも学習したように、政治活動等の場合については学生の大学の自治を享有は認められない。よって正しい。

B.旭川学カテスト事件(最大判昭51・5・21)

憲法4章3節「学問の自由」でも学習したように、教師の教授の自由は一定範囲に限定され、完全な教授の自由は認められない。よって間違いである。

C.伝習館高校事件(最判平2. 1. 18)

高校教諭が教科書を使用せず、学習指導要領を逸脱した偏向教育を行ったとして懲戒免職になった。その取り消しを求める訴えを提起した。高等学校学習指導要領は法規としての性質を有し、教科書は使用義務がある。よって、懲戒免職処分が懲戒権者の裁量権の範囲を逸脱したものとはいえないとされた。よって間違いである。

D.旭川学カテスト事件(最大判昭51・5・21)

社会権6章1節「社会権」でもでも学習したように、憲法26条2項にある無償とは、授業料のみ無償であって、教科書代は保障していない。よって正しい。